

厚生労働省
東京労働局発表
令和6年10月1日

| | |
|----|------------------|
| 担当 | 東京労働局雇用環境・均等部指導課 |
| | 課長 佐々木 佐知子 |
| | 課長補佐 川鍋 修康 |
| | 電話 03-6867-0211 |

フリーランスのための新しい法律の施行まで1か月

～フリーランスに仕事を発注している事業者の皆さん、確認してください～

個人で働くフリーランスの皆さんが、安心して働ける環境を整備するための法律「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が、令和6年11月1日に施行されます。

この法律は、

- ① フリーランスの皆さんと、フリーランスの皆さんに仕事を発注する事業者（企業など）の間の取引の適正化と、
- ② フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

①は主に公正取引委員会及び中小企業庁が、②は厚生労働省が施行を担当します。

東京労働局（局長 富田 望）では、フリーランスや発注事業者の皆さんからの相談に応じています。法の内容は東京労働局HP、X、YouTube 動画でもご覧いただけます。

東京労働局
HP



東京労働局
公式 X



東京労働局
公式 YouTube チャンネル



フリーランスの方の就業環境の整備のために 発注事業者(各企業)が取り組むこと

(1) 募集情報の的確表示

広告などでフリーランスの募集をするときは、虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはなりません。また、募集内容を正確かつ最新のものに保たなければなりません。

(2) 育児・介護等と業務の両立に対する配慮

6か月以上の期間の業務委託をする場合、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければなりません。

やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由を説明することが必要です。

(3) ハラスメント防止対策

発注事業者側の担当者等がフリーランスの皆さんにハラスメントを行うようなことがないよう、ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化や、相談・苦情への対応体制の整備等が必要です。

(4) 中途解除等の事前予告・理由開示

6か月以上の期間の業務委託をしている場合、契約を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければなりません。また、フリーランスから理由の開示の請求があった場合には、理由の開示を行わなければなりません。

「育児・介護と業務との両立のためにどのような対応をしたらよいか」
「ハラスメント防止規定はどうしたらよいか」など
→東京労働局 雇用環境・均等部 指導課にご相談ください。

電話番号 03-6867-0211

○トラブルが発生しているときは「フリーランス・トラブル110番」にご相談ください

「契約内容、報酬の未払い等で現にトラブルになっている」
「フリーランスだが、発注者からハラスメントを受けて困っている」など
→「フリーランス・トラブル110番」は、フリーランスと発注者等との取引上のトラブルについて、フリーランスの方が弁護士に無料で相談できる窓口です。

(運営事業者：第二東京弁護士会)

電話番号 0120-532-110 (受付時間 9:30~16:30 土日祝日を除く)

URL <http://freelance110.mhlw.go.jp>

※新しい法律の内容に関する問い合わせはできません。



○「フリーランスと発注者（企業等）の間の取引の適正化」に関する問い合わせは、

公正取引委員会 事務総局 経済取引局取引部 フリーランス取引適正化室 電話番号 03-3581-5479

中小企業庁 事業環境部 取引課

電話番号 03-3501-1669

(添付資料)

リーフレット「フリーランスの取引に関する 新しい法律が 11 月にスタート！ 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が 2024 年 11 月 1 日に施行されます。」

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

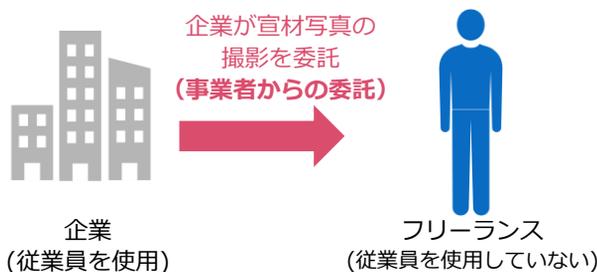
フリーランス 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者 フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

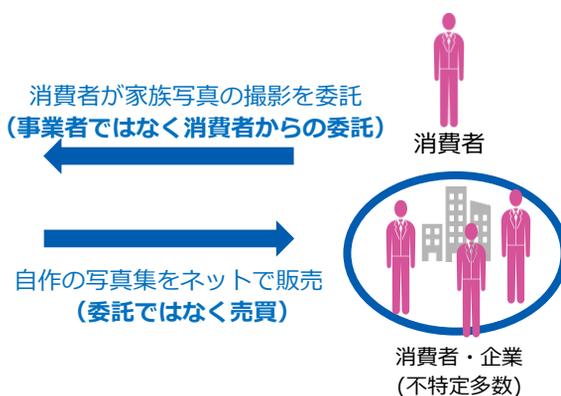
※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象



この法律の対象外



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含みません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者

義務項目

フリーランス

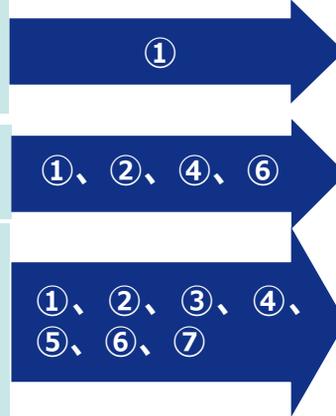
- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用していない

※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

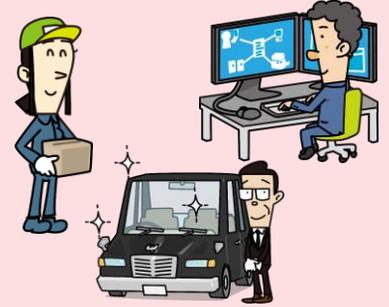
- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している
- 一定の期間以上行う業務委託である

※「一定の期間」は、③は1か月、⑤⑦は6か月です。契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。



- ・ 業務委託の相手方である事業者
- ・ 従業員を使用していない



| 義務項目 | 具体的な内容 |
|---------------------|---|
| ① 書面等による取引条件の明示 | 業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」 |
| ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払 | 発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと |
| ③ 禁止行為 | フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったとき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し |
| ④ 募集情報の的確表示 | 広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと |
| ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮 | 6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。 |
| ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備 | フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など |
| ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示 | 6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと |

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
- 項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省